

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第2条 用語の定義</p> <p>第8条 産業廃棄物管理票(マニフェスト票)について</p> <p>第9条 建設副産物</p>	<p>第2条 用語の定義</p> <p>10「中間検査」とは、検査員が契約書第31条第2項の規定に基づき、工事完成前において行う性能又は、仮組立その他の確認をする場合及び</p> <p>第8条 産業廃棄物管理票(マニフェスト票)について</p> <p>…産業廃棄物管理票による場合は、D票、E票の写しは<u>工事完成書類(工事途中で提出を求めることもある)として交付状況総括表とともに提出すること。但し、E票の写しについては、提出が工事完成後となってもやむを得ない。</u></p> <p>第9条 建設副産物</p> <p>建設副産物については林野仕様書の規定によるほか、受注者は兵庫県建設リサイクルガイドライン(兵庫県県土整備部)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画を作成する際以下の各項を参考にし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>…</p>	<p>第2条 用語の定義</p> <p>10「中間検査」とは、検査員が契約書第31条第2項の規定に基づき、工事完成前において行う性能又は、仮組立<u>て</u>その他の確認をする場合及び</p> <p>第8条 産業廃棄物管理票(マニフェスト票)について</p> <p>…産業廃棄物管理票による場合は、D票、E票の写しを監督員に提示しなければならない。ただし、E票の写しについては提示が工事完成後となってもやむを得ない。</p> <p>第9条 建設副産物</p> <p>建設副産物については林野仕様書の規定によるほか、受注者は兵庫県建設リサイクルガイドライン(兵庫県県土整備部)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p><u>林野仕様書 1-1-1-19 建設副産物(第4～6項)について、受注者は</u></p> <p>i) <u>土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合の、再生資源利用計画書を作成する際</u></p> <p>ii) <u>建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合の、再生資源利用促進計画書を作成する際</u></p> <p>iii) <u>再生資源利用計画及び再生資源利用計画を作成した場合の、工事完了後速やかに実施手順を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」を監督員に提出する際</u></p> <p><u>建設副産物情報交換システム(COBRIS)により、作成または提出し</u></p>

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第10条 監督員による検査(確認を含む)及び立会等について</p>	<p>6 解体工事に係る建設資材廃棄物引渡完了報告について</p> <p>受注者は、特定資材を用いた建築物等の解体工事において、建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したときに、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年3月17日兵庫県条例第23号)第16条の3に基づき、建設資材廃棄物処理引渡完了報告を監督員に提出することとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>適用範囲</p> <p>(1) 建築物の解体工事については、延床面積が80㎡以上のもの</p> <p>(2) 工作物の解体工事については、請負代金が500万円以上のもの</p> </div>	<p>なければならぬ。</p> <p>6 建設資材廃棄物引渡完了報告の提出</p> <p>建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了した時は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年3月17日 兵庫県条例第23号)第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出しなければならぬ。</p> <p>(削除)</p>
	<p>第10条 監督員による検査(確認を含む)及び立会等について</p> <p>監督員による検査(確認を含む)及び立会等については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。</p> <p>なお、林野仕様書第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則において監督員による検査及び立会等にある立会は、立会(確認を含む)と読み替えるものとする。また、林野仕様書第3編 森林土木工事 共通編 第1章総則 第1節 総則において監督員による確認及び立会等の第6項の段階確認は、以下に記載する段階確認に関する条項に読み替えることとする。</p> <p>1 段階確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計図書に示された施工段階においては、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、段階確認にあたっては、あらかじめ立会願(県土様式35(様式中「土木工事共通仕様書3-1-1-6 第6項」の記載については、「本仕様書」と読み替える))を監督員に提出</p>	<p>第10条 監督員による検査(確認を含む)及び立会等について</p> <p>監督員による検査(確認を含む)及び立会等については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。</p> <p>1 段階確認に使用する様式は、別添の様式を使用するものとする。</p> <p>2 段階確認に以下の項目を含むほか、特に監督員が指示した箇所、特記仕様書に示された箇所を含める。</p>

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後																										
<p>第12条 施工体制台帳</p> <p>第13条 工事中の安全確保</p>	<p><u>しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>段階確認は、受注者が臨場しなければならない。また、確認した箇所に係る発注者が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるようにしなければならない。</u></p> <p>(5) <u>段階確認を要する事項とは以下に示す表のとおりとする。また、これによらず監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="344 671 1144 1015"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>細別</th> <th>確認時期・箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">重要構造物 治山ダム 護岸工 土留工</td> <td></td> <td>法線設置完了時 床掘掘削完了時 基礎部の型枠組立完了時 埋め戻し前</td> </tr> <tr> <td>法覆工（覆土施工がある場合） 基礎工・根固工</td> <td>覆土前 設置完了前</td> </tr> <tr> <td>保育</td> <td>本数調整伐</td> <td>伐木予定木の選定完了時</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止工</td> <td>抑制工・抑止工</td> <td>想定されたすべり面を、掘削中に確認したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>第12条 施工体制台帳 … 【現場の管理】（建設業法第24条の7に該当する場合） 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者…</p> <p>第13条 工事中の安全確保 (付属資料2) 土石流の到達するおそれのある現場での工事における安全対策について 6 土石流が発生した場合に関係労働者…</p>	工種	細別	確認時期・箇所	重要構造物 治山ダム 護岸工 土留工		法線設置完了時 床掘掘削完了時 基礎部の型枠組立完了時 埋め戻し前	法覆工（覆土施工がある場合） 基礎工・根固工	覆土前 設置完了前	保育	本数調整伐	伐木予定木の選定完了時	地すべり防止工	抑制工・抑止工	想定されたすべり面を、掘削中に確認したとき	<table border="1" data-bbox="1191 689 1995 920"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>細別</th> <th>確認時期・箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治山林道工事</td> <td>構造物施工</td> <td>・法線設置時</td> </tr> <tr> <td>森林整備</td> <td>本数調整伐</td> <td>・伐木予定木の選定完了時</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止工</td> <td>抑制工・抑止工</td> <td>・掘削前に位置・間隔を確認 ・掘削中、想定されるすべり面に相違があったとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>第12条 施工体制台帳 … 【現場の管理】（建設業法第24条の7に該当する場合） 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負の専門技術者…</p> <p>第13条 工事中の安全確保 (付属資料2) 土石流の到達するおそれのある現場での工事における安全対策について 6 土石流が発生した場合に関係労働者…</p>	工種	細別	確認時期・箇所	治山林道工事	構造物施工	・法線設置時	森林整備	本数調整伐	・伐木予定木の選定完了時	地すべり防止工	抑制工・抑止工	・掘削前に位置・間隔を確認 ・掘削中、想定されるすべり面に相違があったとき
工種	細別	確認時期・箇所																										
重要構造物 治山ダム 護岸工 土留工		法線設置完了時 床掘掘削完了時 基礎部の型枠組立完了時 埋め戻し前																										
	法覆工（覆土施工がある場合） 基礎工・根固工	覆土前 設置完了前																										
保育	本数調整伐	伐木予定木の選定完了時																										
地すべり防止工	抑制工・抑止工	想定されたすべり面を、掘削中に確認したとき																										
工種	細別	確認時期・箇所																										
治山林道工事	構造物施工	・法線設置時																										
森林整備	本数調整伐	・伐木予定木の選定完了時																										
地すべり防止工	抑制工・抑止工	・掘削前に位置・間隔を確認 ・掘削中、想定されるすべり面に相違があったとき																										

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後																																								
<p>第26条 工事歴板、工事標柱等</p>	<p>第26条 工事歴板、工事標柱等</p> <p>1 図-工事歴板 (注)1 材料は、アルミニウム<u>銻</u>合金の…</p> <p>2 …下図の規格以上の工事標識を…</p> <p>3 …下図の規格以上の工事標識板を工事場所の…</p> <p>図-工事標識板</p> <p>別表1 工事標示板設置基準</p> <table border="1" data-bbox="331 754 1149 1238"> <caption>別表1 工事標示板設置基準</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工事標示板設置基準</th> <th>標柱の寸法及び標識板の様式</th> <th>工事標示板の設置内容</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 掘削面積100㎡以上 5,000㎡未満の工事</td> <td>誘導板</td> <td>工事標示板 (標式-1) (図例-1) 標識板の寸法は (1)×(1) (900) 1,000㎜、(2)は設置 方向により設置方法等 により異なる</td> <td>① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)</td> <td>掘削掘工の掘削方向(1)の掘削 区画は工事掘削予定区画を 略すこととする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 掘削面積5,000㎡以上 上の工事</td> <td>誘導板</td> <td>工事標示板 (標式-2) (図例-2) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する</td> <td>① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ① 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ② 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事</td> <td>誘導板</td> <td>工事標示板 (標式-3) (図例-3) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する</td> <td>① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)</td> <td>(1)及び(2)以上の各条項で特 定された掘削予定区画は 標準的に設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工事標示板設置基準	標柱の寸法及び標識板の様式	工事標示板の設置内容	備 考	(1) 掘削面積100㎡以上 5,000㎡未満の工事	誘導板	工事標示板 (標式-1) (図例-1) 標識板の寸法は (1)×(1) (900) 1,000㎜、(2)は設置 方向により設置方法等 により異なる	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)	掘削掘工の掘削方向(1)の掘削 区画は工事掘削予定区画を 略すこととする。	(2) 掘削面積5,000㎡以上 上の工事	誘導板	工事標示板 (標式-2) (図例-2) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)		(3) 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ① 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ② 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事	誘導板	工事標示板 (標式-3) (図例-3) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)	(1)及び(2)以上の各条項で特 定された掘削予定区画は 標準的に設置する。	<p>第26条 工事歴板、工事標柱等</p> <p>1 図-工事歴板 (注)1 材料は、アルミニウム<u>軽</u>合金の…</p> <p>2 …下図の規格以上の工事標柱を…</p> <p>3 …下図の規格以上の工事標示板を工事場所の…</p> <p>図-工事標示板</p> <p>別表1 工事標示板設置基準</p> <table border="1" data-bbox="1200 743 1973 1225"> <caption>別表1 工事標示板設置基準</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工事標示板設置基準</th> <th>標柱の寸法及び標識板の様式</th> <th>工事標示板の設置内容</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 掘削面積100㎡以上 5,000㎡未満の工事</td> <td>誘導板</td> <td>工事標示板 (標式-1) (図例-1) 標識板の寸法は (1)×(1) (900) 1,000㎜、(2)は設置 方向により設置方法等 により異なる</td> <td>① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)</td> <td>掘削掘工の掘削方向(1)の掘削 区画は工事掘削予定区画を 略すこととする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 掘削面積5,000㎡以上 上の工事</td> <td>誘導板</td> <td>工事標示板 (標式-2) (図例-2) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する</td> <td>① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ① 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ② 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事</td> <td>誘導板</td> <td>工事標示板 (標式-3) (図例-3) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する</td> <td>① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)</td> <td>(1)及び(2)以上の各条項で特 定された掘削予定区画は 標準的に設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工事標示板設置基準	標柱の寸法及び標識板の様式	工事標示板の設置内容	備 考	(1) 掘削面積100㎡以上 5,000㎡未満の工事	誘導板	工事標示板 (標式-1) (図例-1) 標識板の寸法は (1)×(1) (900) 1,000㎜、(2)は設置 方向により設置方法等 により異なる	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)	掘削掘工の掘削方向(1)の掘削 区画は工事掘削予定区画を 略すこととする。	(2) 掘削面積5,000㎡以上 上の工事	誘導板	工事標示板 (標式-2) (図例-2) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)		(3) 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ① 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ② 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事	誘導板	工事標示板 (標式-3) (図例-3) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)	(1)及び(2)以上の各条項で特 定された掘削予定区画は 標準的に設置する。
区 分	工事標示板設置基準	標柱の寸法及び標識板の様式	工事標示板の設置内容	備 考																																						
(1) 掘削面積100㎡以上 5,000㎡未満の工事	誘導板	工事標示板 (標式-1) (図例-1) 標識板の寸法は (1)×(1) (900) 1,000㎜、(2)は設置 方向により設置方法等 により異なる	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)	掘削掘工の掘削方向(1)の掘削 区画は工事掘削予定区画を 略すこととする。																																						
(2) 掘削面積5,000㎡以上 上の工事	誘導板	工事標示板 (標式-2) (図例-2) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)																																							
(3) 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ① 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ② 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事	誘導板	工事標示板 (標式-3) (図例-3) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)	(1)及び(2)以上の各条項で特 定された掘削予定区画は 標準的に設置する。																																						
区 分	工事標示板設置基準	標柱の寸法及び標識板の様式	工事標示板の設置内容	備 考																																						
(1) 掘削面積100㎡以上 5,000㎡未満の工事	誘導板	工事標示板 (標式-1) (図例-1) 標識板の寸法は (1)×(1) (900) 1,000㎜、(2)は設置 方向により設置方法等 により異なる	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)	掘削掘工の掘削方向(1)の掘削 区画は工事掘削予定区画を 略すこととする。																																						
(2) 掘削面積5,000㎡以上 上の工事	誘導板	工事標示板 (標式-2) (図例-2) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)																																							
(3) 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ① 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事 ② 掘削面積700㎡以上 5,000㎡未満の掘削 工事	誘導板	工事標示板 (標式-3) (図例-3) 標識板の寸法は 5,000以上 1,000以上 掘削方向を標準 的に設置する	① 工事名称 ② 工事内容を簡単に説明又は標準的な図で表 示する ③ 掘工区画、掘削等の基本掘工区画 ④ 標識板 ⑤ 10㎡以内掘削工事(掘削方向) ⑥ 工事掘削予定区画 ⑦ 工事関係者及び関係機関等(連絡用)	(1)及び(2)以上の各条項で特 定された掘削予定区画は 標準的に設置する。																																						

新旧対照表 (R01.08.01 改定予定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第32条 セメント コンクリート製品</p> <p>第33条 緑化工・ 植生工・植栽工な どの緑化における 植物種の選定につ いて</p>	<p>第32条 セメントコンクリート製品 …</p> <p>5 認定品の使用について</p> <p>(1) …溶融スラグを用いたコンクリート2次製品使用促進要領…</p> <p>…溶融スラグを用いたコンクリート2次製品(以下…</p> <p>…通常のコンクリート2次製品の使用を…</p> <p>(3) …セメントコンクリート2次製品の取扱要領…</p> <p>(4) …溶融スラグを用いたコンクリート2次製品使用促進要領…</p> <p>第33条 緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について …</p>	<p>第32条 セメントコンクリート製品 …</p> <p>5 認定品の使用について</p> <p>(1) …溶融スラグを用いたコンクリート<u>三</u>次製品使用促進要領…</p> <p>…溶融スラグを用いたコンクリート<u>三</u>次製品(以下…</p> <p>…通常のコンクリート<u>三</u>次製品の使用を…</p> <p>(3) …セメントコンクリート<u>三</u>次製品の取扱要領…</p> <p>(4) …溶融スラグを用いたコンクリート<u>三</u>次製品使用促進要領…</p> <p>第33条 緑化工・植生工・植栽工</p> <p>1 <u>緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定に関する一般事項</u> …</p>

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第34条 兵庫県 営林道事業にお ける種子配合等</p>	<p>第34条 兵庫県営林道事業における種子配合等 兵庫県営林道事業における緑化資材に配合する<u>趣旨</u>については…</p> <p>(別紙2) 2 兵庫県営林道事業緑化工生育判定要領 … 第4 2 (2)…面積が概ね4.0㎡となる… …</p>	<p>3 植生工 (植生基材吹付工に用いる植生基材) <u>植生基材吹付工に用いる植生基材は以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 植生基材吹付工に用いる植生基材を使用する場合は、「浄水発生土を混合した植生基材使用促進要領」(以下「要領」という。)に基づき認定された浄水発生土を混合した植生基材(以下「認定製品」という。)の使用を原則とする。なお、認定製品の調達ができない等の理由により、監督員の了解を得られた場合は認定製品以外の製品を使用することができる。ただし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>(2) 受注者は、認定製品の使用にあたっては、要領第7条第1項に基づき県土整備部長が発行した認定証を使用材料確認願、土木工事承諾願に含め監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 認定製品には、以下に示す兵庫県営浄水場から発生した浄水発生土が使用されているものとし、県営浄水場の浄水発生土販売証明書を使用材料確認願、土木工事承諾願に含め監督員に提出しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">県営浄水場：多田浄水場 (〒666-0126 川西市多田院字巖隈 6-3 猪名川広域水道事務所) 三田浄水場 (〒669-1314 三田市西野上字上通り 152 北摂広域水道事務所) 神出浄水場 (〒651-2313 神戸市西区神出町田井字長原 3-1 東播磨利水事務所) 船津浄水場 (〒679-2101 姫路市船津町字平田 4552-1 姫路利水事務所)</p> <p>(4) 受注者は、現地納品された製品について、要領第9条第1項による浄水発生土マークの表示を確認するものとする。</p> <p>第34条 兵庫県営林道事業における種子配合等 兵庫県営林道事業における緑化資材に配合する<u>種子</u>については…</p> <p>(別紙2) 2 兵庫県営林道事業緑化工生育判定要領 … 第4 2 (2)…面積が<u>おおむね</u>4.0㎡となる… …</p>

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第35条 苗木及び 植栽材料</p> <p>第38条 基礎工</p>	<p>(4)…面積が概ね100㎡未満の場合…</p> <p>第6 … 注2 参考文献 … (財)日本道路協会</p> <p>第35条 苗木及び植栽材料 …</p> <p>3 (2) …使用に際しては筋止め…</p> <p>第38条 基礎工 …</p> <p>6 鋼杭 (4) ②…なお同等以上の検定試験とは、<u>WE S 8106 (基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準・社団法人日本溶接協会)</u>をいうものとする。</p> <p>⑤受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接を行ってはならない。ただし、作業が可能なように…</p> <p>7 プレキャストコンクリート杭 (1) 杭の打込み、埋込み、継手は、JIS A 7201「<u>遠心力鉄筋コンクリート杭の施工標準</u>」によるほか… … ④ 2本以上の杭を継ぎ足して打ち込む場合は、最初の杭を地上0.2～1.0m位まで打ち込んだ後継手の構造、種類に応じて2番目の杭を継ぎ足し、さらに…</p>	<p>(4)…面積が<u>おおむね</u>100㎡未満の場合…</p> <p>第6 … 注2 参考文献 … (社)日本道路協会</p> <p>第35条 苗木及び植栽材料 …</p> <p>3 (2) …使用に際しては筋止め…</p> <p>第38条 基礎工 …</p> <p>6 鋼杭 (4) ②…なお同等以上の検定試験とは、<u>WES 8106 (基礎杭溶接技能者の資格認証基準・社団法人日本溶接協会)</u>をいうものとする。</p> <p>⑤受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接を行ってはならない。<u>風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。</u>ただし、作業が可能なように…</p> <p>7 プレキャストコンクリート杭 (1) 杭の打込み、埋込み、継手は、JIS A 7201「<u>遠心力コンクリートくい</u>の施工標準」によるほか … … ④ 2本以上の杭を継ぎ足して打ち込む場合は、最初の杭を地上0.2～1.0m位まで打ち込んだ後継手の構造、種類に応じて2番目の杭を継ぎ足し、さらに…</p>

新旧対照表 (R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第43条 コンクリート矢板工</p> <p>第46条 コンクリート工</p>	<p>第43条 コンクリート矢板工 コンクリート<u>焼いた工</u>については…</p> <p>第46条 コンクリート工 (一般)</p> <p>2 受注者はコンクリートの使用にあたってアルカリ<u>骨材</u>反応を… …</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 …混入した結合材でアルカリ<u>骨材</u>反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用 …認定された骨材を使用する。</p> <p>3 同一構造物に使用するセメントは…</p> <p>4 受注者は、… …</p> <p>(4) 打込み区画、<u>打ち継ぎ目</u>の位置、打継目の処置方法</p> <p>(レディーミクストコンクリート) 本項は、受注者がレディーミクストコンクリートを用いる場合、製造工場の選定、製造工場における有資格者の配置状況等の確認・品質検査等への有資格者等の臨場、レディーミクストコンクリートの品質管理のための検査等について規定したものである。</p>	<p>第43条 コンクリート矢板工 コンクリート<u>矢板工</u>については…</p> <p>第46条 コンクリート工 (一般)</p> <p>2 受注者はコンクリートの使用にあたってアルカリ<u>シリカ</u>反応を… …</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 …混入した結合材でアルカリ<u>シリカ</u>反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用 …認定された骨材を使用する。</p> <p>3 <u>水セメント比</u> 受注者は、<u>土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。</u></p> <p>4 同一構造物に使用するセメントは…</p> <p>5 受注者は、…</p> <p>(4) 打込み区画、打継目の位置、打継目の処置方法</p> <p>(レディーミクストコンクリート) 本項は、受注者がレディーミクストコンクリートを用いる場合、製造工場の選定、製造工場における有資格者の配置状況等の確認・品質検査等への有資格者等の臨場、レディーミクストコンクリートの品質管理のための検査等について規定したものである。</p>

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
	<p>1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月公布）に基づき国に登録された… 中略 …技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「監査合格工場」という。）等）から選定し、<u>JISA5308(レディーミクストコンクリート)（以下「JISA5308」という。）に適合するものを用いなければならない。</u></p> <p>(2) <u>JIS認証工場が工事現場近くに見当たらない場合、又は現場近くのJIS認証工場の出荷能力等の制約から調達がかなわない場合は設計図書に指定したコンクリートの品質が得られること及び該当工場の配合設計及び品質管理などについて確認の上、JIS認証工場からの調達が可能である理由について記述した書面を提出し、監督員の確認を得なければならない。</u></p> <p>なお、その場合でも、<u>コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</u></p>	<p>1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95条）に基づき国に登録された… 中略 …技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐<u>※</u>しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（<u>全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場</u>（以下、「監査合格工場」という。）等）から選定しなければならない。</p> <p>(2) JIS認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、<u>使用する工場について設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。</u></p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（<u>コンクリート主任技士等</u>）が常駐<u>※</u>しており、配合設計及び品質管理を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p><u>※受注者は、技術者（コンクリート主任技士等）の資格証（登録証も可）及び同技術者が所属工場と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる書面により常駐の確認をしなければならない。なお、監査合格工場はこれを省略できる。</u></p>

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
	<p>2 受注者は、<u>監査合格工場</u>で製造されたJIS A 5308 に適合するレディーミクストコンクリートについては、必要に応じて配合に臨場するとともに、<u>製造会社の材料試験結果、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</u> <u>なお、受注者による臨場、確認等については、表3-1のとおりとする。</u></p> <p>3 受注者は、<u>JIS 認証工場以外の工場</u>で製造したレディーミクストコンクリートを用いる場合、<u>JIS 認証工場であってもJIS A 5308 以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合、JIS 認証工場であるが監査合格工場以外の工場</u>で製造したJIS A 5308 を用いる場合には、必要に応じて配合に臨場し、また、<u>製造会社の材料試験結果、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料により、監督員の確認を得なければならない。</u>また、<u>受注者は、レディーミクストコンクリートの打設時には、必要に応じて当該工事の主任技術者又は監理技術者か、コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格を有する技術者を立会させなければならない。</u> <u>なお、受注者による臨場、確認等については、表3-1のとおりとする。</u></p> <p>4 受注者は、…という。)を作成・整備・保管し、監督員の…</p> <p>5 …なお、<u>製造会社等</u>に検査のための試験を…</p>	<p>2 受注者は、<u>前第1項(1)((レディーミクストコンクリート)1(1))により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びコンクリート納品書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</u> <u>なお、前第1項(1)((レディーミクストコンクリート)1(1))により選定した工場が製造するJISマークの表示されないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納品書又はバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前第1項(2)((レディーミクストコンクリート)1(2))に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び林野仕様書第3編3-3-4-4材料の計量及び練り混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。</u> <u>また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提出しなければならない。</u></p> <p>4 受注者は、…という。)を作成、整備<u>及び</u>保管し、監督員の…</p> <p>5 …なお、<u>生産者等</u>に検査のための試験を…</p>

現 行	改 正 前	改 正 後																																																											
	<div data-bbox="392 252 1079 944" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <table border="1" data-bbox="454 268 1039 826"> <thead> <tr> <th></th> <th>受注者の臨場、確認等の時期</th> <th>コンクリート構造物の分類 (表3-0参照)</th> <th>監査合格工場のIS (A530 B) 製品</th> <th>監査合格工場以外のIS (A B a D B) 製品</th> <th>IS (A530B) 以外の製品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">要 注 開 示</td> <td>①品質管理に携わる技術者の資格の確認 (常駐の確認)</td> <td>材料承認時</td> <td>A、Bとも</td> <td>—</td> <td>○*</td> </tr> <tr> <td>②品質管理責任者の配置の確認</td> <td>材料承認時</td> <td>A、Bとも</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③コンクリートの圧縮強度の管理体制の確認</td> <td>材料承認時</td> <td>A、Bとも</td> <td>—</td> <td>○*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④配合への臨場</td> <td>調整を行う場合には、調整時</td> <td>Aに該当</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>打設時</td> <td>Aに該当</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤単位水量にかかわる日常管理に関する事項の確認</td> <td rowspan="2">打設時</td> <td>Aに該当</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Bに該当</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥有資格者の臨場</td> <td rowspan="2">打設時</td> <td>Aに該当</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Bに該当</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦打設状況報告書の作成等</td> <td>打設時</td> <td>A、Bとも</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="622 847 869 863">表3-1 受注者による臨場、確認等</p> <p data-bbox="472 863 1061 895">* 1：臨場の頻度は、鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回（午前、午後）とし、その他コンクリートは打設1日につき1回とする。</p> <p data-bbox="472 895 645 911">* 2：監査合格工場は除く。</p> </div>		受注者の臨場、確認等の時期	コンクリート構造物の分類 (表3-0参照)	監査合格工場のIS (A530 B) 製品	監査合格工場以外のIS (A B a D B) 製品	IS (A530B) 以外の製品	要 注 開 示	①品質管理に携わる技術者の資格の確認 (常駐の確認)	材料承認時	A、Bとも	—	○*	②品質管理責任者の配置の確認	材料承認時	A、Bとも	—	—	③コンクリートの圧縮強度の管理体制の確認	材料承認時	A、Bとも	—	○*	④配合への臨場	調整を行う場合には、調整時	Aに該当	○	○	○	打設時	Aに該当	—	—	○*1	⑤単位水量にかかわる日常管理に関する事項の確認	打設時	Aに該当	—	○	○	Bに該当	—	○	○	⑥有資格者の臨場	打設時	Aに該当	—	○	○	Bに該当	—	—	—	⑦打設状況報告書の作成等	打設時	A、Bとも	○	○	○	<p data-bbox="1240 475 1323 507">(削除)</p>
	受注者の臨場、確認等の時期	コンクリート構造物の分類 (表3-0参照)	監査合格工場のIS (A530 B) 製品	監査合格工場以外のIS (A B a D B) 製品	IS (A530B) 以外の製品																																																								
要 注 開 示	①品質管理に携わる技術者の資格の確認 (常駐の確認)	材料承認時	A、Bとも	—	○*																																																								
	②品質管理責任者の配置の確認	材料承認時	A、Bとも	—	—																																																								
	③コンクリートの圧縮強度の管理体制の確認	材料承認時	A、Bとも	—	○*																																																								
	④配合への臨場	調整を行う場合には、調整時	Aに該当	○	○	○																																																							
		打設時	Aに該当	—	—	○*1																																																							
	⑤単位水量にかかわる日常管理に関する事項の確認	打設時	Aに該当	—	○	○																																																							
			Bに該当	—	○	○																																																							
	⑥有資格者の臨場	打設時	Aに該当	—	○	○																																																							
			Bに該当	—	—	—																																																							
	⑦打設状況報告書の作成等	打設時	A、Bとも	○	○	○																																																							
	<p data-bbox="320 983 405 1015">(施工)</p> <p data-bbox="320 1023 409 1054">5 検収</p> <p data-bbox="320 1062 882 1094">(3) …確認資料を整備・保管し、監督員の…</p> <p data-bbox="320 1134 439 1166">7 締固め</p> <p data-bbox="320 1174 1167 1238">(1) 内部振動機を使用する場合の振動時間、挿入間隔及び挿入角度についての標準は、次の各号のとおりとする。</p> <p data-bbox="344 1246 943 1278">① 1回の振動時間の目安は、<u>おおむね10～30秒</u></p> <p data-bbox="344 1286 383 1302">…</p>	<p data-bbox="1167 983 1252 1015">(施工)</p> <p data-bbox="1167 1023 1256 1054">5 検収</p> <p data-bbox="1167 1062 1760 1094">(3) …確認資料を整備<u>及び</u>保管し、監督員の…</p> <p data-bbox="1167 1134 1285 1166">7 締固め</p> <p data-bbox="1167 1174 2018 1238">(1) 棒状バイブレータを使用する場合の振動時間、挿入間隔及び挿入角度についての標準は、次の各号のとおりとする。</p> <p data-bbox="1191 1246 1720 1278">① 1回の振動時間の目安は、<u>5～15秒程度</u></p> <p data-bbox="1191 1286 1229 1302">…</p>																																																											

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第48条 型枠・支保工</p> <p>第50条 暑中コンクリート</p> <p>第54条 治山ダム工</p>	<p>9 継目 (3) 受注者は伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが… ① 伸縮継目では、両側の構造物あるいは部材が… … (4) 注水試験について … ② 目視で継目の仕上げ状況が悪いと判断される場合 …</p> <p>第48条 型枠・支保工</p> <p>5 施工 (2) ③ …型枠取りは<u>ず</u> _____ じた損傷、…</p> <p>第50条 暑中コンクリート 1 …品質の低下がないように、材料、配合、練り<u>まぜ</u>、運搬、…</p> <p>第54条 治山ダム工 (コンクリートダム) 1コンクリート打込み準備 (1) 水平打継目の処理は、圧力水等により、レイトンス、雑物等を取り除くとともに清掃し、あらかじめ十分に吸水させ、湿潤状態にしなければならない。 … 2 コンクリートの打込み …林野仕様書の規定によるほか、以下の規定にも留意…</p>	<p>9 <u>打</u>継目 (3) 受注者は伸縮目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが… ① 伸縮目地では、両側の構造物あるいは部材が… … (4) 注水試験について … ② 目視で<u>打</u>継目の仕上げ状況が悪いと判断される場合 …</p> <p>第48条 型枠・支保工</p> <p>5 施工 (2) ③ …型枠取りは<u>ずしの際に生</u>じた損傷、…</p> <p>第50条 暑中コンクリート 1 …品質の低下がないように、材料、配合、練り<u>混ぜ</u>、運搬、…</p> <p>第54条 治山ダム工 (コンクリートダム) 1コンクリート打込み準備 (1) 水平打継目の処理は、圧力水等により、レイトンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に取り除き、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させなければならない。また、その時期については、監督員と協議しなければならない。 … 2 コンクリートの打込み …林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意…</p>

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第56条 土留工及び擁壁工</p>	<p>5 コンクリートダム^二の水平打継面の施工 … (2) ② 鉄筋^二本の延長は…</p> <p>(4) 打継面処理剤の使用について 治山ダム等の打継面処理については、レイタンス除去等の処理を行うものとし、打継面処理剤は使用しない。 …</p> <p>(鋼製ダム) 5 (2) ② イ 組立時の仮締めは、…</p> <p>6 (1) 鋼製枠^二の基礎は、設計図書に基づき…</p> <p>第56条 土留工及び擁壁工 <u>土止め工</u>及び擁壁工については林野仕様書の規定によるほか… …</p> <p>(特殊擁壁) …</p> <p>6 補強盛土工 …</p>	<p>5 コンクリートダム^二の水平打継面の施工 … (2) ② 鉄筋^一本の延長は…</p> <p>(4) 打継面処理剤の使用について 治山ダム等の打継面処理については、レイタンス除去等の処理を行うものとし、打継面処理剤^(遅延剤は除く)は使用しない。 …</p> <p>(鋼製ダム) 5 (2) ② イ 組立^て時の仮締めは、…</p> <p>6 (1) 鋼製枠^二の基礎は、設計図書に基づき…</p> <p>第56条 土留工及び擁壁工 <u>土留工</u>及び擁壁工については林野仕様書の規定によるほか… …</p> <p>(特殊擁壁) …</p> <p>6 補強盛土工 …</p>

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第57条 山腹工</p> <p>第58条 固定工 (ロープネット工)</p> <p>第59条 防災林造成</p>	<p>(2) ②…なお、ジオグリッドの接合部は、上下や隣り合ったジオグリッドでそろわないよう注意しなければならない。 …</p> <p>6 補強土壁工 … (5)…乱された部分を組立材で置換えて… …</p> <p>7 植生土のう積工 …</p> <p>8 二次製品を用いた土留工、擁壁工 …</p> <p>第57条 山腹工 (伏工) 3 張芝工 (3) 張付けは、芝の長手を水平方向にし、縦目地を通さず施工するものとする。</p> <p>第58条 固定工 (ロープネット工) 第3 1 … ※管理基準軸外のロープ間隔の寸法管理において、規定間隔を<u>越える</u>場合は、アンカー及びロープを増設する。</p> <p>第59条 防災林造成 …</p>	<p>(2) ②…なお、ジオグリッドの接合部は、上下や隣り合ったジオグリッドでそろわないよう注意しなければならない。 <u>また、10cm以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。</u> …</p> <p>7 補強土壁工 … (5)…乱された部分を組立<u>て</u>材で置換えて… …</p> <p>8 植生土のう積工 …</p> <p>9 二次製品を用いた土留工、擁壁工 …</p> <p>第57条 山腹工 (伏工) 3 張芝工 (3) <u>張芝の脱落を防止するため、張芝1㎡あたり20～30本の芝串で固定するものとする。</u>また、張付けは、芝の長手を水平方向にし、縦目地を通さず施工するものとする。</p> <p>第58条 固定工 (ロープネット工) 第3 1 … ※管理基準軸外のロープ間隔の寸法管理において、規定間隔を<u>超える</u>場合は、アンカー及びロープを増設する。</p> <p>第59条 防災林造成 …</p>

新旧対照表 (R01.08.01 改定予定)

現 行	改 正 前	改 正 後
<p>第60条 森林整備</p>	<p>3誘導工（誘導堤） 誘導堤の施工は、設計図書に示すほか、盛土については林野仕様書及び本仕様書の「盛土、残土」の当該規定、また、誘導堤の山側面をコンクリートその他構造物で補強する場合及び表面を緑化等で保護する場合は、それぞれの工種に準ずるものとする。 …</p> <p>6 減勢工（減勢杭、減勢枠組） …の当該規定に準ずる。</p> <p>第 60 条 森林整備 （通則） 1 一般 大中苗木植栽等修景的な緑化については、林野仕様書及び本仕様書の「<u>公園・保全林</u>」の当該規定によるものとする。</p> <p>2 (3) 水路あるいは土石流の発生する<u>恐れ</u>のある溪流等…</p> <p>(森林造成) 1 … (5) 段積は歩道その他通路を…</p> <p>第61条 橋梁工 … (橋名板及び橋歴板)</p>	<p>3誘導工（誘導堤） 誘導堤の施工は、設計図書に示すほか、盛土については林野仕様書及び本仕様書の「盛土、残土」の当該規定に準ずるものとし、また、誘導堤の山側面をコンクリートその他構造物で補強する場合及び表面を緑化等で保護する場合は、<u>林野仕様書及び本仕様書のそれぞれの工種の当該規定に準ずるものとする。</u></p> <p>…</p> <p>6 減勢工（減勢杭、減勢枠組） …の当該規定に準ずるものとする。</p> <p>第 60 条 森林整備 （通則） 1 一般 大中苗木植栽等については、林野仕様書及び本仕様書の当該規定によるものとする。</p> <p>2 (3) 水路あるいは土石流の発生する<u>おそれ</u>のある溪流等…</p> <p>(森林造成) 1 … (5) 段積<u>み</u>は歩道その他通路を…</p> <p>第61条 橋梁工 … (橋銘板及び橋歴板)</p>

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後																																																		
品質管理基準・規格値(コンクリート(ダム))		<p data-bbox="1196 252 1771 290">品質管理基準・規格値(コンクリート(ダム))</p> <p data-bbox="1196 370 1509 392">品質管理基準及び規格値(コンクリート(ダム))</p> <p data-bbox="1196 405 1890 427">コンクリート(ダム)の品質管理基準及び規格値については、林野仕様書の品質管理基準及び規格値の</p> <p data-bbox="1196 427 1890 450">1. セメントコンクリート(種工コンクリート・吹付コンクリートを除く)及び以下の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1196 456 1984 896"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>備考</th> <th>試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">コンクリート(ダム)</td> <td rowspan="5">工種</td> <td rowspan="5">他の</td> <td>必須</td> <td>温度測定</td> <td>温度計による</td> <td></td> <td>1回 供試体作成時のブロック打込み開始時終了時。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート単位容積質量試験</td> <td>JIS A 1116</td> <td rowspan="5">設計図書による</td> <td>1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。</td> <td>参考値：2.3t/m³以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリートの表い分析試験</td> <td>JIS A 1112</td> <td>1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリートのブリージング試験</td> <td>JIS A 1123</td> <td>1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリートの引張強度試験</td> <td>JIS A 1113</td> <td>1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリートの曲げ強度試験</td> <td>JIS A 1106</td> <td>1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験結果	コンクリート(ダム)	工種	他の	必須	温度測定	温度計による		1回 供試体作成時のブロック打込み開始時終了時。				コンクリート単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上			コンクリートの表い分析試験	JIS A 1112	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験結果																																												
コンクリート(ダム)	工種	他の	必須	温度測定	温度計による		1回 供試体作成時のブロック打込み開始時終了時。																																													
				コンクリート単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上																																												
				コンクリートの表い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。																																													
				コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。																																													
				コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。																																													
	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。																																																	

新旧対照表 (R01.08.01 改定)

現 行	改 正 前	改 正 後																																																																																																																																																																																																																
様式差替え (段階確認)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式 35</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">総括 監督員</td> <td style="text-align: center;">主任 監督員</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>段 階 確 認 書 施 工 予 定 表</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>土木工事共通仕様書3-1-1-6第6項条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。</p> <p>工事名 _____ 請負業者名： _____ 現場代理人名等： _____ 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期項目</th> <th>施工予定時期</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">通 知 書</p> <p>下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。</p> <p style="text-align: right;">主任監督員： _____ 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>確認種別</th> <th>確認細別</th> <th>確認時期項目</th> <th>確認時期予定日</th> <th>確認実施日等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">確 認 書</p> <p>上記について、段階確認を実施し確認した。</p> <p style="text-align: right;">主任監督員： _____ 印</p> </div> </div>	総括 監督員	主任 監督員			種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事																																														確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等																																														<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">総括 監督員</td> <td style="text-align: center;">主任 監督員</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>段 階 確 認 書 施 工 予 定 表</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>森林整備保全事業工事標準仕様書3-1-1-6第6項条に基づき、下記の通り施工予定時期を報告いたします。</p> <p>工事名 _____ 請負者名： _____ 現場代理人氏名： _____ 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期項目</th> <th>施工予定時期</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">通 知 書</p> <p>下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。</p> <p style="text-align: right;">主任監督員氏名： _____ 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>確認種別</th> <th>確認細別</th> <th>確認時期項目</th> <th>確認時期予定日</th> <th>確認実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">確 認 書</p> <p>上記について、段階確認を実施し確認した。</p> <p style="text-align: right;">主任監督員氏名： _____ 印</p> </div> </div>	総括 監督員	主任 監督員			種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事																																														確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日時																																													
総括 監督員	主任 監督員																																																																																																																																																																																																																	
種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事																																																																																																																																																																																																														
確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等																																																																																																																																																																																																														
総括 監督員	主任 監督員																																																																																																																																																																																																																	
種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事																																																																																																																																																																																																														
確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日時																																																																																																																																																																																																														

※本様式は改定前の共通仕様書に含まないが、参考のため表示した

新旧対照表 (R01.08.01 改定予定)

現 行	改 正 前	改 正 後																																																																																								
		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>(参考)治山工事施工管理基準 [治山林道必携 平成28年度版(積算・施工編 下巻)] (基準、最少許容値、最大許容値が併記される項目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造物の種類</th> <th>項目</th> <th>基準</th> <th>最少許容値</th> <th>最大許容値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム (本ダム、副ダム、側壁、水叩き)</td> <td>堤長 L</td> <td>L/300</td> <td>-5</td> <td>-15</td> <td rowspan="8">単位:cm ※林道工事には同様の(基準、最少許容値、最大許容値を規定する)記載はない。</td> </tr> <tr> <td>その他コンクリート構造物</td> <td>長さ L</td> <td>L/300</td> <td>-5</td> <td>-15</td> </tr> <tr> <td>積(張)石構造物</td> <td>長さ L</td> <td>L/100</td> <td>-5</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>鋼製構造物(鋼製ダム (スリットタイプを除く))</td> <td>長さ L</td> <td>L/300</td> <td>-5</td> <td>-10</td> </tr> <tr> <td>木製構造物(建築物を除く)</td> <td>長さ</td> <td>L/50</td> <td>-10</td> <td>-40</td> </tr> <tr> <td>植生等の工種(土のう、芝、筋工類)</td> <td>長さ</td> <td>L/50</td> <td>-10</td> <td>-40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄線籠等構造物</td> <td>高さ (のり長)</td> <td>L/50</td> <td>-10</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>L/50</td> <td>-10</td> <td>-30</td> </tr> <tr> <td>落石防止柵工、なだれ予防柵工等</td> <td>長さ L</td> <td>L/300</td> <td>-5</td> <td>-10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※兵庫県の施工する治山・林道工事における上記項目については、記載の通り負側の許容値を明示する。</p> <p>(その他留意すべき項目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダム</td> <td>放水路長 ℓ</td> <td>±50</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="6">単位:mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	構造物の種類	項目	基準	最少許容値	最大許容値	備考	コンクリートダム (本ダム、副ダム、側壁、水叩き)	堤長 L	L/300	-5	-15	単位:cm ※林道工事には同様の(基準、最少許容値、最大許容値を規定する)記載はない。	その他コンクリート構造物	長さ L	L/300	-5	-15	積(張)石構造物	長さ L	L/100	-5	-20	鋼製構造物(鋼製ダム (スリットタイプを除く))	長さ L	L/300	-5	-10	木製構造物(建築物を除く)	長さ	L/50	-10	-40	植生等の工種(土のう、芝、筋工類)	長さ	L/50	-10	-40	鉄線籠等構造物	高さ (のり長)	L/50	-10	-20	長さ	L/50	-10	-30	落石防止柵工、なだれ予防柵工等	長さ L	L/300	-5	-10	工種	測定項目	規格値				ダム	放水路長 ℓ	±50			単位:mm																									
構造物の種類	項目	基準	最少許容値	最大許容値	備考																																																																																					
コンクリートダム (本ダム、副ダム、側壁、水叩き)	堤長 L	L/300	-5	-15	単位:cm ※林道工事には同様の(基準、最少許容値、最大許容値を規定する)記載はない。																																																																																					
その他コンクリート構造物	長さ L	L/300	-5	-15																																																																																						
積(張)石構造物	長さ L	L/100	-5	-20																																																																																						
鋼製構造物(鋼製ダム (スリットタイプを除く))	長さ L	L/300	-5	-10																																																																																						
木製構造物(建築物を除く)	長さ	L/50	-10	-40																																																																																						
植生等の工種(土のう、芝、筋工類)	長さ	L/50	-10	-40																																																																																						
鉄線籠等構造物	高さ (のり長)	L/50	-10	-20																																																																																						
	長さ	L/50	-10	-30																																																																																						
落石防止柵工、なだれ予防柵工等	長さ L	L/300	-5	-10																																																																																						
工種	測定項目	規格値																																																																																								
ダム	放水路長 ℓ	±50			単位:mm																																																																																					